

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険料率及び賦課限度額（第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4関係）

区 分		現 行	改 正 案	増 減
基礎分 （医療分）	所 得 割	8.69%	7.71%	△0.98 p t
	均 等 割 （被保険者1人につき）	49,100円	47,300円	△1,800円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	650,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者支援金分	所 得 割	2.80%	2.69%	△0.11 p t
	均 等 割 （被保険者1人につき）	16,500円	16,800円	300円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	240,000円	260,000円	20,000円
介護納付金分	所 得 割	2.36%	2.25%	△0.11 p t
	均 等 割 （被保険者1人につき）	16,500円	16,600円	100円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり	—

2 低所得世帯に係る均等割額の減額（第19条の2関係）

区 分	現 行			改 正 案			増 減
	判定所得基準	被保険者1人につき減額する額		判定所得基準	被保険者1人につき減額する額		
7割減額世帯	所得が43万円を超えない世帯（※）	基礎	34,370円	現行どおり	基礎	33,110円	△1,260円
		後期	11,550円		後期	11,760円	210円
		介護	11,550円		介護	11,620円	70円
5割減額世帯	所得が43万円＋ <u>29万5千円</u> ×被保険者等の数を超えない世帯（※）	基礎	24,550円	所得が43万円＋ <u>30万5千円</u> ×被保険者等の数を超えない世帯（※）	基礎	23,650円	△900円
		後期	8,250円		後期	8,400円	150円
		介護	8,250円		介護	8,300円	50円
2割減額世帯	所得が43万円＋ <u>54万5千円</u> ×被保険者等の数を超えない世帯（※）	基礎	9,820円	所得が43万円＋ <u>56万円</u> ×被保険者等の数を超えない世帯（※）	基礎	9,460円	△360円
		後期	3,300円		後期	3,360円	60円
		介護	3,300円		介護	3,320円	20円

※世帯に給与所得者等が2人以上いる場合は、各区分の基準額に10万円×（給与所得者等の数－1）を加算する。

3 未就学児に係る均等割額の減額（第19条の4関係）

区 分	現 行		改 正 案		増 減
	未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額		未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額		
7 割減額 世 帯	基礎	7, 3 6 5 円	基礎	7, 0 9 5 円	△ 2 7 0 円
	後期	2, 4 7 5 円	後期	2, 5 2 0 円	4 5 円
5 割減額 世 帯	基礎	1 2, 2 7 5 円	基礎	1 1, 8 2 5 円	△ 4 5 0 円
	後期	4, 1 2 5 円	後期	4, 2 0 0 円	7 5 円
2 割減額 世 帯	基礎	1 9, 6 4 0 円	基礎	1 8, 9 2 0 円	△ 7 2 0 円
	後期	6, 6 0 0 円	後期	6, 7 2 0 円	1 2 0 円
その他 世 帯	基礎	2 4, 5 5 0 円	基礎	2 3, 6 5 0 円	△ 9 0 0 円
	後期	8, 2 5 0 円	後期	8, 4 0 0 円	1 5 0 円

4 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の保険料から適用する。